

## 1 支援対象は以下のとおりです

財務上の問題を抱えているが、事業の収益性が見込め、事業再生意欲を持つ中小企業

## 例えば

- 事業自体は円滑に行われているが、過去の投資等による借入金の返済負担等で、資金繰りが悪化している
- 事業存続の見通しはあるものの、事業の見直しや金融機関との調整が必要となっている
- 金融円滑化対応により、今まで資金繰りは安定していたが、今後の見通しに不安がある など

## 2 支援内容は以下のとおりです

再生に関するきめ細かい相談から再生計画策定支援まで、課題解決に向けた適切な支援が得られます。また事業の再生が極めて困難な場合は、債務整理に向けた助言等を行います。

## 第1次段階 窓口相談

- 面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出します。
- 課題の解決に向けて、適切なアドバイスを行います。
- 必要に応じて関係支援機関や支援施策を紹介します。

## 相談前に準備していただくもの

- 財務状況がわかる資料(直近三期分の決算書など)
- 会社概要がわかる資料
- その他、ご相談内容に応じて、準備していただく資料などが必要になる場合があります。詳しくは、各中小企業再生支援協議会にお問い合わせください。

協議会が必要と  
判断した場合

## 第2次段階 再生計画等策定支援

## 再生計画の策定支援

必要に応じて、専門家(中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士など)からなる「個別支援チーム」を結成し、具体的な再生計画の策定を支援します。

## 関係機関との調整

必要に応じて関係金融機関との調整を行います。

## フォローアップ

計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスなどを行います。

## 債務整理支援

必要に応じて代理人弁護士の紹介など円滑な債務整理のための助言等を行います。

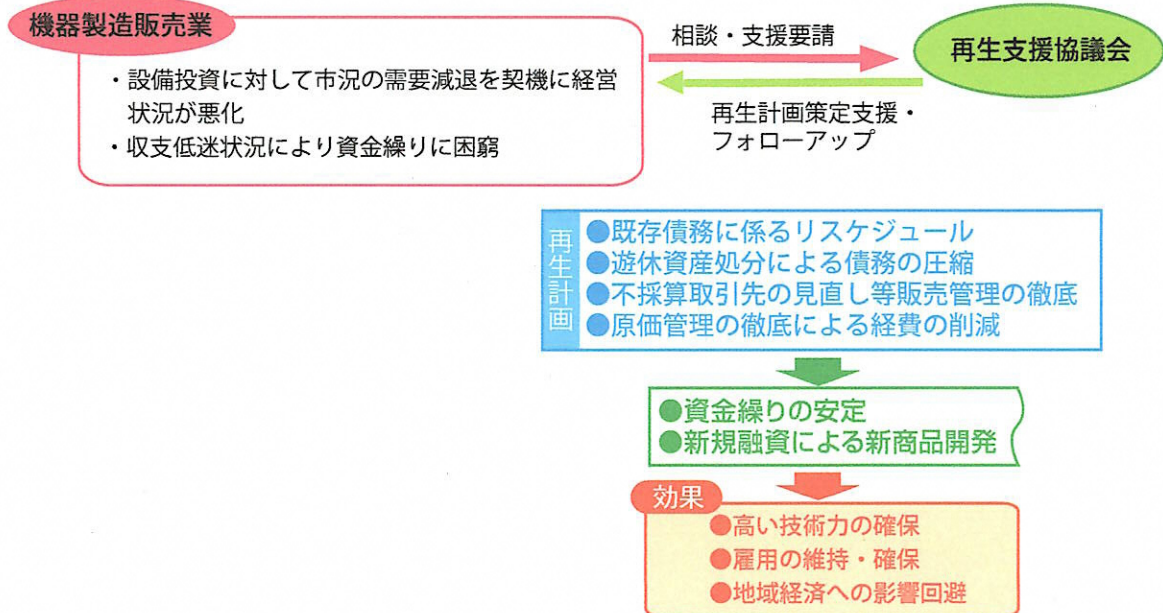
## 効果

雇用の維持・確保、地域経済への悪影響の回避等

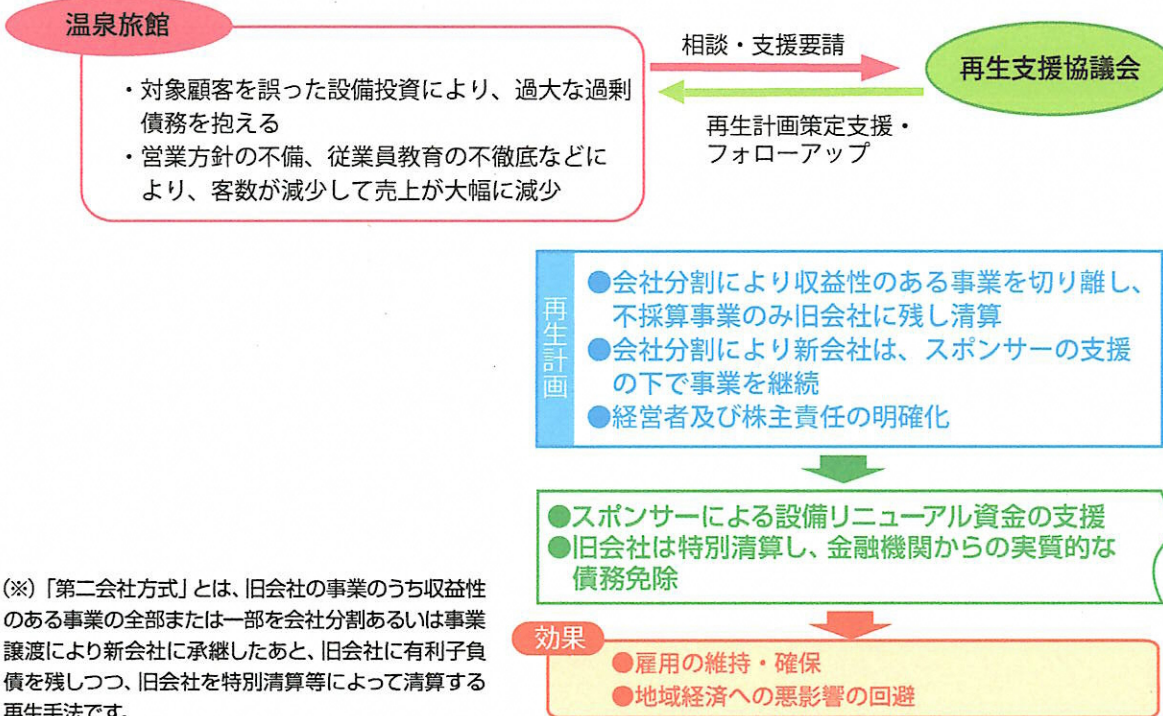


### 3 以下のような再生事例があります

#### 金融機関のリスケジュール



#### 「第二会社方式」(※)による再生計画



(※)「第二会社方式」とは、旧会社の事業のうち収益性のある事業の全部または一部を会社分割あるいは事業譲渡により新会社に承継したあと、旧会社に有利子負債を残しつつ、旧会社を特別清算等によって清算する再生手法です。



# 2

## 経営改善計画策定支援事業

### 1 支援対象は以下のとおりです

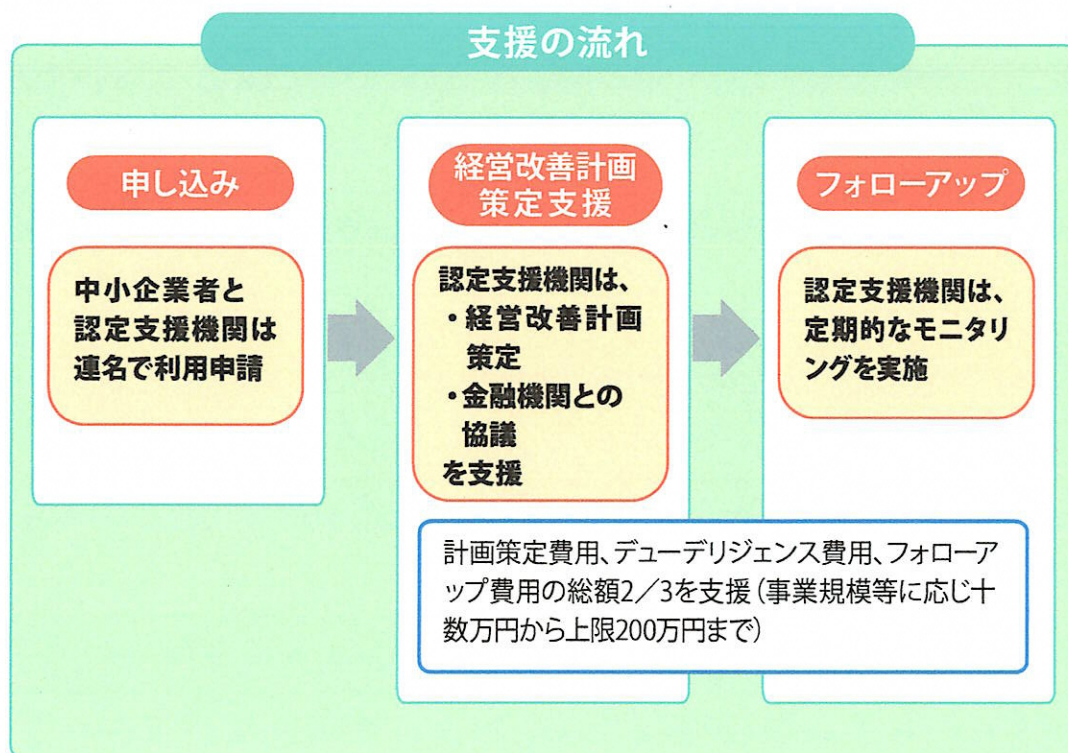
財務上の問題を抱えていて金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者

#### 例えば

- 資金繰りを安定させながら、業況悪化の根本的な課題を見つけ、黒字体質に転換させたい
- 財務状況は厳しいが、少し受注が増えてきて新たな運転資金が必要になった
- 財務状況は厳しいが、販路開拓や新商品開発等、新たな事業展開のための資金が必要になった など

### 2 支援内容は以下のとおりです

金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。  
具体的には、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス（資産査定）費用、フォローアップ費用につき、補助率2／3（上限200万円）で支援します。





# 3

## 早期経営改善計画策定支援事業

### 1 支援対象は以下のとおりです

資金繰り管理や採算管理等の早期の経営改善を実施する中小企業・小規模事業者

こんな方にお勧めです

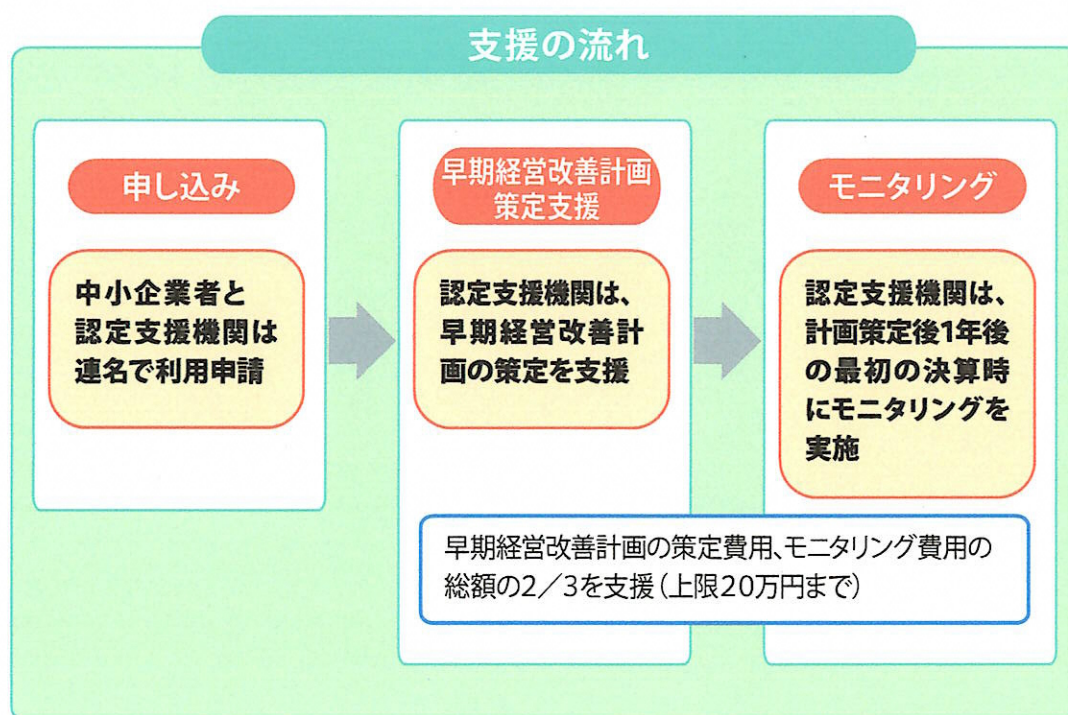
今のところ返済条件等の変更の必要は無いが

- このところ資金繰りが不安定だ、よくわからないが売上げが減少している、自社の状況を客観的に把握したい
- 専門家等から経営に関するアドバイスが欲しい
- 経営改善の進捗についてフォローアップをお願いしたい など

### 2 支援内容は以下のとおりです

資金繰り管理や採算管理などのより基本的な経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者を対象として、外部専門家（認定支援機関）が資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの早期の経営改善計画の策定を支援し、金融機関に提出します。

具体的には、早期経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びモニタリング費用の総額について、補助率  $2/3$  (上限20万円) で支援します。





# 4

## 経営者保証に関するガイドライン

### 1 支援対象は以下のとおりです

「経営者保証に関するガイドライン」に基づいて、

- ①経営者の個人保証に依存しない資金調達、事業承継時等の保証契約見直しを希望する方
- ②中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴う、保証債務の整理についてお悩みの方

#### 経営者保証に関するガイドライン

- (1) 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めない。
- (2) 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて99万円～363万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- (3) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること など

### 2 支援内容は以下のとおりです

「経営者保証に関するガイドライン」では、法人および経営者に一定の経営状況であること等を求めています。弁護士や会計士などの登録専門家の派遣により、「経営者保証に関するガイドライン」で求められている事項の実現に向けた支援をします。

#### 保証契約時

- ①ガイドラインの内容に即した経営状況であるか否かの検証
- ②ガイドラインの内容に即した経営状況を実現・継続するための体制の構築等に向けたアドバイス、支援
- ③経営状況についてのガイドラインへの適応状況の検証結果の作成 etc

#### 保証債務整理時

- ①保証人の資産調査
  - ②保証人による資産の表明保証の適正性に関する確認書の作成・報告
  - ③弁済計画案の作成支援(残存資産の範囲の決定支援を含む) etc
- 注) 会社の事業再生や事業清算に伴う主債務の整理が前提となります。

#### 〈お申込方法〉

- ・お近くの商工会、商工会議所、中小機構地域本部へご相談ください。
- ・これらの支援機関を通じて、中小機構へ派遣の申込みを行います。
- ・必要に応じて、無料で3回(単年度)まで、無料で専門家の派遣を受けられます。

事業者

相談

支援機関

#### お問い合わせ先

#### ● 中小企業基盤整備機構 地域本部

北海道本部 TEL.011-210-7471  
東北本部 TEL.022-716-1751  
関東本部 TEL.03-5470-1620  
中部本部 TEL.052-220-0516

北陸本部  
近畿本部  
中国本部

TEL.076-223-5546  
TEL.06-6264-8611  
TEL.082-502-6555

四国本部  
九州本部  
沖縄本部

TEL.087-811-1752  
TEL.092-263-0300  
TEL.098-859-7566

#### ● 最寄りの商工会・商工会議所

#### ● 各地の認定支援機関

#### ● 各都道府県の中小企業再生支援協議会